

## 事業評価書（事前）

事務事業名		医療機関の障害者就労環境整備促進事業	
事務事業の概要	(1)目的	「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案」の可決成立に伴い、医療機関において、改正後の医師法等に基づき、免許を取得した障害者が就労するにあたり有用な環境について調査研究を行う事業に対し補助することにより、障害者の医療機関への就労環境整備の促進を図る。	
	(2)内容	医療機関において、改正後の医師法等に基づき、免許を取得した障害者が就労するにあたり、有用な環境整備を図るため、医療機関での障害者の職種別・規模別の就労実態、障害程度別の就労実態、障害者就労の段階別可能性、障害者バリアフリー化の構築等の各分野の実態調査研究を行う者に補助する。	
		予算額（案）	9百万円
	(3)達成目標	障害者による医療機関への就労環境整備の促進 ・調査研究予定件数 4件	
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、緊要性の有無〕 「障害者に係る欠格条項の見直しについて」（平成11年8月9日障害者施策推進本部決定）を踏まえ、医療分野における障害者の社会経済活動への参加を促進するために必要である。	
	(2)有効性	〔効果の発現時期〕 医療機関における障害者の就労実態等を調査研究することによって就労環境の整備が図られる。	
	(3)効率性	〔手段の適正性〕 障害者の医療機関への就労を促進するためには、医療関係資格を有する者の就労実態等の調査研究を行い、その結果をもって就労環境の整備を図ることが有効な手段である。	
	(4)その他 (公平性・優先など)	〔公平性〕 調査研究の成果については、広く一般の医療機関に還元することとしている。	
関連事務事業		なし	
特記事項		(別紙) 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議	
主管課及び関係課		(主管課)医政局医事課	